

奈良県地域の交通安全サポート事業所



登録番号 113

(フリガナ)	(ナラキンテツタクシーカブシキカイシャ)
事業所名	奈良近鉄タクシー株式会社
所在地	〒630-8133 奈良市大安寺1丁目3-3
電話番号	0742-62-1336
FAX	0742-62-1300
URL	http://www.narakintaxi.co.jp
活動の内容	(「交通安全サポート事業所等活動メニュー」のとおり。) 合計 40点
事業所等のPR等	私たち奈良近鉄タクシーグループは社是「お客様第一」のもと、道路交通法を遵守し、交通事故のない明るい社会づくりに貢献します。

交通安全サポート事業所等活動メニュー

活動メニュー	活動点数 (合計加算)
A 地域における交通安全活動	
① 地域や自治体の交通安全行事に積極的に参加します。(少なくとも年2回以上)	1
② 地域の自治体・団体と連携し、立哨活動等の交通安全活動を行います。	2
③ 事業所等周辺のヒヤリハット体験を活かし、危険箇所等を道路管理者等へ情報を提供します。	1
⑥ 運転免許を自主返納した高齢者に、割引等の特典を設けて優遇します。	3
C 県内の交通安全県民運動(交通事故防止運動)における活動	
① 奈良県内の交通安全県民運動(交通事故防止運動)期間において(地域の交通安全活動団体と連携し)、積極的に交通安全を啓発する活動を行います。	2
③ 奈良県内の危険箇所等交通安全総点検を行い、道路管理者等へ情報を提供します。	1
④ 違法・迷惑駐車等について管内の警察署等へ情報を提供します。	1
D 各種イベントにおける啓発活動	
① 不特定多数が参加するイベントで、交通安全を啓発する活動を行います。	2
F 顧客に対する交通安全活動	
② 事業所等において、ドライバーに対して酒類を提供しないことを宣言します。(ハンドルキーパー運動への参加)	1
③ 顧客に対し、交通安全情報を提供します。(シートベルトの効果、運転中の携帯電話の危険性、自転車の安全な利用等)	2

G 従業員等の交通安全意識の向上	
① 事業所等内報に交通安全の記事を積極的に掲載します。	1
② Eメール、交通事故速報、ポスター等様々な媒体による事業所等内広報を行います。	1
③ 事業所等用自動車に、「交通安全」、「安全運転宣言車」、「交通事故のないやすらぎの大和路づくり」等のステッカーやシールを貼付して走行します。	3
④ 後部座席を含め、全ての座席のシートベルトの着用を事業所等で徹底します。	2
⑤ 事業所等を挙げた交通安全キャンペーン(法定速度走行、飲酒運転の根絶等)を実施します。	2
⑥ 従業員等に対し、交通事故の発生状況、交通事故防止対策等の情報を提供します。	1
⑦ 事業所等において、飲酒運転の根絶宣言を行い、「飲酒運転根絶事業所」等であることを表示します。	2
H 従業員等に対する交通安全教育	
① 運転時の全席シートベルト着用の指導を徹底します。	2
② 夕暮れ時における早めのライト点灯の指導を徹底します。	2
③ 事業所等で宴会等がある場合は、帰宅の方法について確認し、飲酒運転禁止を徹底します。	1
I 車両の安全性の確保	
② 事業所等用車両の一斉点検、運転前点検の義務づけ、運転記録の確実な記録と点検実施等、車両の適正管理を行います。	1
③ 事業所等用車両にタコグラフ、ドライブレコーダー等を導入します。	3
③ 事業所等用車両にタコグラフ、ドライブレコーダー等を導入します。	3
合計点数(7点以上)	40

(点数の基準)

1点すぐに実施できる比較的簡単なもの

2点実施するには一定の拘束時間や人手等を提供する必要があるもの

3点資金提供を行う等の負担がかかるもの

令和3年度活動内容

・「安全を確かめ合う日」

毎月原則 第一木曜日を「事故ゼロ」の日として、社長はじめ本社の管理監督者が、各営業所での早朝点呼に立会い、安全運転、事故防止についての訓話や指導を行い、各営業所の整備管理者により日常点検やエコドライブの指導を行っております。

・事故者研修会

毎月、過失の生じた事故を起こした者を集めて研修会を実施し、事故の要因・原因を究明し再発防止策等を検討し、それに加えてドライブレコーダーを活用した運転教習を行っております。

・安全推進会議

毎月原則21日に、社長及び安全運転対策推進委員長はじめ推進委員、各営業所長が一堂に会し、前月発生した有責事故の原因解明と、再発防止対策について検討するため開催しております。

・春の交通安全県民運動／秋の交通安全県民運動

・夏の交通事故防止運動／年末年始の交通事故防止運動

県のスローガン・実施項目・実施期間・国土交通省の指導要綱にあわせて、会社独自にも取組を定め、全社員が事故撲滅に取り組みました。警察主催の合同会議や決起大会などに積極的に参加し期間中は全車に交通安全運動中のマグネットを装着し、各営業所ではのぼりを立て意識向上を図っています。

・ドライブレコーダーの活用

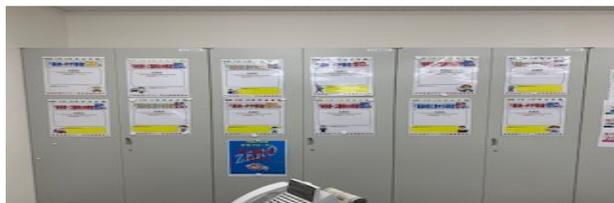
急ブレーキ急ハンドル等の記録映像を24時間常時録画・検証することにより乗務員の運転行動や運転態度の向上に努めています。

・シートベルト着用の声かけの徹底

シートベルトは全席着用が義務付けられており、さらに急ブレーキがかかった際に大きなケガにつながる恐れがあるので、乗務員はお客様に後部座席のシートベルトをしていただけるようご乗車の際に着用の声かけを徹底して行っています。

・月別安全目標の設定

月毎に安全目標を設定し、各営業所にポスターを掲示しました。
各営業所で月毎の安全目標に対して、行動確認ポイントを設定しました。



・横断歩行者保護宣言事業所プラスに登録

本社を含め全営業所(8か所)に宣言を行い登録しました。